

総務委員会資料

平成26年5月28日

地域の寺子屋事業について

教育委員会

平成26年度「地域の寺子屋事業」概要

目標

- ・子どもたちに、様々な学習機会を提供することにより、学力向上や豊かな人間性の形成を図る。
- ・地域ぐるみで子どもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図る。
- ・シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる。

基本的な考え方

- ・地域教育会議、地域のNPO団体などを活用しながら、寺子屋事業を推進する。
- ・生涯学習施策の一環として実施し、学校の補習的な内容だけではなく、様々な体験学習や世代間交流の場とする。

地域の寺子屋運営推進会議

【運営推進会議の役割】

- ・寺子屋事業の総合的なあり方の検討
- ・関連機関のネットワークづくり
- ・教科に関連した体系的・継続的な教材の開発
- ・寺子屋先生、コーディネーターの育成
- ・寺子屋事業に関する広報活動
- ・寺子屋事業の検証・評価、市民ニーズの把握

【メンバー構成（案）】

地域教育会議、退職教職員の会、市内企業、PTA、校長会、市民館、生涯学習財団、教育委員会関係課、生涯学習推進課（事務局）など

【ワーキンググループの設置】

教材開発、ニーズ調査、寺子屋先生・コーディネーターの育成などの、より具体的な作業を進めるための府内ワーキンググループを設置



人材育成
教材提供
広報支援
人材情報
の提供

26年度モデル事業（全市7校）

【実施主体】地域教育会議、NPO、地域の市民団体等

学習支援

基礎的な学習や家庭学習の習慣作りをサポート

週1回 放課後

寺子屋先生

元教員、地域のシニア人材、大学生等を想定

体験活動

実社会につながるプログラム、教科の応用学習で社会を生き抜く力を育成

月1回 土曜日

寺子屋先生

地域の企業人、研究者、アスリート等を想定

世代間交流

シニアと子ども・保護者の交流、父親同士の交流等で地域力アップ

※学習支援や体験活動のプログラムにおいても、世代間交流を推進

寺子屋コーディネーター

当日の事業運営、プログラムの企画、安全管理、寺子屋先生の調整、保護者への対応など総合的なコーディネート

【実施場所】各学校の開放施設を活用

※寺子屋先生及び寺子屋コーディネーターへは、文部科学省の「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業実施要領」に基づき、謝金を支払う。

平成26年度予算: 6,660千円

内1/3は国庫補助（文部科学省26年度新規事業「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」）を活用。

「学習支援」

目標

- ・学習の習慣化により、学力、学習意欲の向上を図るとともに家庭学習を支援する。
- ・日々の学習の中での積み残した課題の解消。

具体的な実施方法

平日の放課後 週1回 1時間程度

対象：全学年の児童（希望者）

場所：開放施設（図書室、特別活動室など一般開放している特別教室）

- ①授業が終了した学年の子どもから、寺子屋を開講している特別教室へ来て、受付をする（基本的には事前申込制を想定）
- ②各自、持参した宿題や教材、寺子屋で用意した課題などに取り組む
- ③分からぬところがある子どもは、寺子屋先生に質問
- ④学習が終了した子どもから順次、帰宅
(わくわくに登録している子どもは、わくわくへ)

※長期休業中については寺子屋の実施主体と学校で相談して、実施時間や曜日を決める

寺子屋先生

退職教職員、学生、地域のシニア人材などを広く募り、養成講座を実施
各回2～3名の寺子屋先生を配置（有償ボランティア）

運営

寺子屋実施主体から寺子屋コーディネーターを配置（1～2名）
会場準備、受付、寺子屋先生や学校、わくわくとの連絡調整、安全管理などを行う

「体験活動」「世代間交流」

目標

- ・体験活動を通して、自分と様々な地域の人々とのかかわりに関心をもつとともに、身の回りの仕事へ興味をもとうとする。
- ・社会を知る体験と多世代の交流の促進。
- ・シニア世代、企業、大学など多様な社会資源の活用。

具体的な実施方法

土曜日 月1回

対象：全学年の児童、近隣の子どもなど

場所：開放施設や市民館など

- ①寺子屋実施主体が中心となり、地域の人材などを講師に、土曜日ならではの体験活動や世代間交流のプログラムを企画（実施例）
 - ・父親や企業人によるお仕事紹介
 - ・アスリートによるスポーツ講座
 - ・ケーキ屋さんや和菓子屋さんによる料理講座
 - ・研究者による実験講座
 - ・企業や大学による出前講座
 - ・外国人市民、在外経験者による国際理解講座
 - ・親子で参加できる体験講座
- ②寺子屋を開講している学校の児童を中心に、広く、近隣の子どもにも広報し、参加者を募る
- ③プログラムの内容により、教材費は実費負担（寺子屋実施主体が管理）

※長期休業中については寺子屋の実施主体と学校で相談して、実施時間や曜日を決める

【保険への加入】寺子屋事業全体で賠償保険に、各寺子屋は傷害保険に加入する。

家から寺子屋までの往復時間についても対象。

土曜日の教育活動推進プラン

背景・意義

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにすることが必要。そのための方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化したところ。
- 今後、質の高い土曜授業の実施のための支援策や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動の促進のための支援策を講じることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

平成26年度予算案のポイント

① 土曜授業推進事業 (1億円)

学校における質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及。

(想定される取組の例)

総合的な学習の時間、英語教育、道徳、キャリア教育、科学実験教室、補充学習・発展的学習 等

- ・全国約35地域(約175校程度)をモデル地域として指定し、月1回程度、土曜日ならではの特性を生かし、質の高い土曜授業を実施するため、カリキュラム開発や特別非常勤講師の報酬、外部人材の謝金・旅費、民間事業者の活用等を支援(委託費での実施を想定)
- ・国における検証会議の開催、事例集の作成等

② 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 (13億円)

体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。

土曜日に年間約10日程度の多様な教育プログラムを実施するためのコーディネーターと土曜教育推進員の謝金及び教材費(補助率:1/3)

(小学校:約3,000校区、中学校:約1,500校区、高等学校等:約350校区)

(参考) 土曜日等の教育活動の実施状況



○公立学校における土曜授業の実施状況

	土曜授業を実施した学校数	土曜授業を実施した学校の割合
小学校	1,801校	8.8%
中学校	966校	9.9%
高等学校	142校	3.8%

※平成24年度実績

○学校支援地域本部を活用した土曜日等の学習支援の実施状況

	学校支援地域本部を設置している学校の割合	うち土曜日等の学習支援を実施している割合
小・中学校	約28%	約15%

※平成25年度交付決定ベース

6

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

平成26年度予定額: 13億円(新規)<生涯学習政策局社会教育課>

[うち新しい日本のための優先課題推進枠: 13億円]

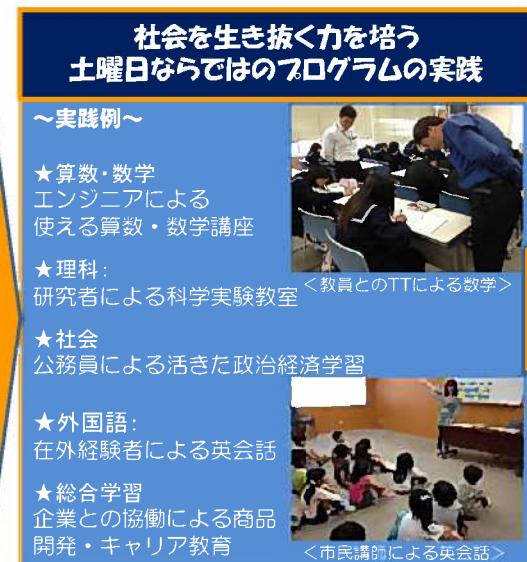
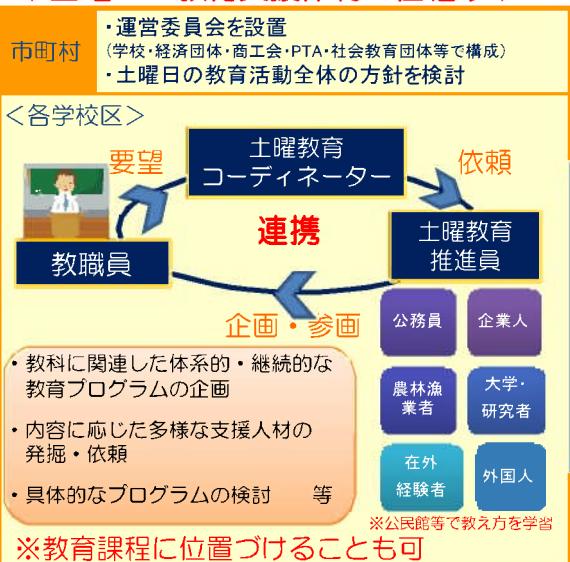
【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

すべての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図る。

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの活きたプログラムを実現!

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



地域の寺子屋事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の寺子屋事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもたちに様々な学習機会を提供することにより、学力向上や豊かな人間性の形成を図る。
- (2) 地域ぐるみで児童・生徒の教育及び学習をサポートする仕組みを作ることにより、地域の教育力の向上を図る。
- (3) シニア世代の知識及び経験を活かして、様々な世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる。

(事業の概要)

第3条 事業は、次の各号に定めるとおりとし、子どもたちを対象として、原則として週1回学習支援、月1回体験活動や世代間交流を行う。

- (1) 学習支援 児童・生徒が持参した宿題やニーズに合わせた課題について事業に協力する地域人材のサポートを受けながら学習を進めることをいう。
- (2) 体験活動 多様な経験と知識を持つ地域の人材を始めとして、地域の企業、大学等多様な人材を迎える、子どもたちの見識を広める活動をいう。
- (3) 世代間交流 子どもたち、保護者及び地域の様々な世代の市民相互の交流をいう。

2 事業の実施場所は、市立学校施設のほか、市民館、その他川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適切と認める場所とする。

(事業の実施方法)

第4条 事業を円滑に進めるために、地域や学校の実態に即した団体（以下「受託団体」という。）に委託して行う。

- 2 受託団体に寺子屋コーディネーター（事業全体の企画運営を担う人材をいう。）を置く。
- 3 寺子屋コーディネーター及び寺子屋先生（学習支援、体験活動又は世代間交流を指導・サポートする人材をいう。）は、受託団体が選出するものとする。

(地域の寺子屋運営推進会議)

第5条 事業の実施に向けて、地域の寺子屋運営推進会議を設置する。

(研修)

第6条 教育委員会は、必要に応じて寺子屋コーディネーター及び寺子屋先生の研修を実施する。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

地域の寺子屋事業運営推進会議設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の寺子屋事業実施要綱第6条に規定する地域の寺子屋事業運営推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 推進会議は、次の事業を行う。

- (1) 地域の寺子屋事業（以下「本事業」という。）を実施する学校及び受託団体の承認に關すること。
- (2) 本事業についての運営、推進に關すること。
- (3) 本事業についての評価に關すること。
- (4) その他本事業を実施するに当たり目的を達成するために必要な事業に關すること。

（組織）

第3条 推進会議は、次に掲げる団体から推薦された者をもって組織する。

- (1) 各行政区地域教育会議
- (2) 川崎市PTA連絡協議会
- (3) 川崎商工会議所
- (4) 市民館長会議
- (5) 公益財団法人川崎市生涯学習財団
- (6) 退職教職員の会
- (7) 川崎市教職員組合
- (8) 小学校校長会
- (9) 中学校校長会
- (10) 教育委員会事務局

（役員）

第4条 推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会長は、必要と認める場合は、推進会議に關係者の出席を求めることができる。
- 3 推進会議は、ワーキンググループを置くことができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に關し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附則

この要項は、平成26年6月 日より施行する。